

金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い(案)

平成 XX 年 XX 月 XX 日
企業会計基準委員会

目 的

金融商品の会計処理及び時価の算定は、企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）及び日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）等に基づいて行われている。

これらの会計基準等によって定められている金融商品の会計処理及び時価の算定は、国際的な会計基準の取扱いと同じ考え方に基づいていると考えられるが、最近の金融市場における混乱を背景にした国際的な会計基準設定主体による公表物との関係で、当委員会に対して時価の算定に関する質問が寄せられている。金融資産の時価の算定は、金融商品会計基準及び金融商品実務指針等に基づいて行われるが、その理解を促進するため、質問の多い点を次のように確認することとした。

会計処理等

Q1 時価とは、どのような概念か。

A 時価とは、「公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場（以下「市場価格」という。）に基づく価額をいう。市場価格がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする」とされている（金融商品会計基準第 6 項）。

この際、時価は、「取引を実行するために必要な知識をもつ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額」（金融商品実務指針第 47 項）であり、その概念は、主に次の点を基礎としている。

- 「(1) 金融資産を取引する当事者は、その金融資産の内容、構造、仕組みについて、特に当該金融資産がもつ固有のリスク及びリターンの特徴を理解していなければならない。
- (2) 金融資産を取引する当事者は、継続企業を前提として、不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引ではなく、自らの経済的合理性に基づく判断により取引を行うものである。

- (3) 金融資産の公正な評価額は、取引の当事者が、当該金融資産を取得・売却により又は取組・決済のために、その時点でキャッシュ・フローとして受け取る価額又は支払う価額である。
- (4) 金融資産の公正な評価額は、まず基本的には「市場価格」である。当該金融資産が、取引が活発でかつ流動性の高い市場において取引されている場合には、その市場の市場価格が公正な評価額の最適な根拠を提供しているからである。しかし、市場における取引が活発でないため又は市場が十分に確立・整備されていないために、市場価格は金融資産の公正な評価額を示していないことがある。このような場合のほか、市場価格があっても入手不可能な場合、さらに、市場価格がない場合であっても、本報告が示す要件を満たす限り、「合理的に算定された価額」も公正な評価額に含まれる。」（金融商品実務指針第256項）

したがって、不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引による価格は時価ではないことに留意する必要がある。

Q2 市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額を時価としなければならないか。

A 金融資産が市場¹で取引され、そこで成立している価格があれば、原則として当該金融資産には時価として、市場価格に基づく価額を付すこととなる（この点については、金融商品実務指針第48項を参照のこと）。これは、金融資産の取引が活発に行われている市場における市場価格は、当該金融資産の公正な評価額を示していると考えられることによる。

しかしながら、「取引所若しくは店頭において取引されているが実際の売買事例が極めて少ない金融資産」（金融商品実務指針第53項②）や、売手と買手の希望する価格差が著しく大きい金融資産は、市場価格がない（又は市場価格を時価とみなせない）と考えられるため、このような場合には、「時価は、基本的に、経営陣の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額による」こととなる（金融商品実務指針第54項）²。

Q1のAでも示されたように、取引の当事者は金融資産の特性を理解していることが公正な評価額を算定する基礎の一つであるとされており、「取引当事者の一方である企業の経営者は公正な評価額を構成する合理的に算定された価額を算定することが期待されている」ため、「市場価格がない場合の時価の算定は、まず企業の経営者の合理的な

¹ 金融商品の種類により種々の取引形態があるが、市場には、公設の取引所及びこれに類する市場の他、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム等が含まれることに留意する必要がある（金融商品会計基準(注2)及び第54項なお書き）。

² なお、株式については、「市場で売買される株式について市場価格に基づく価額が存在する場合のみ時価のある有価証券とする。したがって、市場で売買されない株式について、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価（合理的に算定された価額）とはしないものとし、当該株式は時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券として取り扱う」（金融商品実務指針第63項ただし書き）とされている。

見積りによることを原則とする」こととされている（金融商品実務指針第 259 項）。

Q3 市場価格がない又は市場価格を時価とみなせないため、経営者の合理的な見積りに基づいて時価を算定する場合に留意する事項は何か。

A 経営者の合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額は、以下のような方法で算定された価額をいうとされている。

「(1) 取引所等から公表されている類似の金融資産の市場価格に、利子率、満期日、信用リスク及びその他の変動要因を調整する方法

この場合の調整数値等は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。

(2) 対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定する方法

この場合、変動要因等を織り込むことを考慮する。また、適用する割引率は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。

(3) 一般に広く普及している理論値モデル又はプライシング・モデル（例えば、ブラック・ショールズ・モデル、二項モデル等のオプション価格モデル）を使用する方法

この場合、会社が採用するモデル自体、及びモデルを用いて実際に算定する際のボラティリティ、利子率等の価格決定変数は、恣意性を排除した合理的なものでなければならない。」（金融商品実務指針第54項）

なお、「自社における合理的な見積りが困難な場合には、対象金融資産について上記(1)から(3)の方法に基づき算定された価格をブローカーから入手して、それを合理的に算定された価額とすることができる」（金融商品実務指針第 54 項）。ただし、「この場合のブローカーは客観的に信頼性がある者で、企業から独立した第三者であることが必要である」（金融商品実務指針第 259 項）ことに留意する。

適用時期等

本実務対応報告は、現行の会計基準等を踏まえた実務上の取扱いを確認するものである。このため、本実務対応報告の公表日前に終了した事業年度（当該事業年度を構成する四半期会計期間又は中間会計期間を含む。）であっても、企業が未だ公表していない財務諸表においては適用される。また、その適用については会計方針の変更として取り扱わないことに留意する必要がある。

なお、本実務対応報告の適用に関して、財務諸表利用者の理解に資すると考えられる場合には、その概要について注記する。

以上